

大津市生活環境の保全と増進に関する条例（抜粋）

平成 10 年 9 月 25 日 条例第 27 号

（大規模工場等における環境管理の推進）

第 104 条 従業員数が規則で定める規模以上の工場等（以下「大規模工場等」という。）の設置者は、その事業の実施にあたって、自主的に、環境の保全等に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定し、及び実施し、その実施状況を点検して、さらに必要な見直しを行う一連の環境の保全等のための取組み（以下「環境管理」という。）を推進するよう努めなければならない。

（環境管理統括者の設置）

第 105 条 大規模工場等の設置者は、環境管理を円滑に推進するため、規則で定めるところにより、環境管理を統括する者（以下「環境管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2 大規模工場等の設置者は、環境管理統括者を選任したときは、選任の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その氏名を市長に届け出なければならない。環境管理統括者を変更したときも同様とする。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（抜粋）

平成 11 年 6 月 18 日 規則第 64 号

（大規模工場等の規模）

第 97 条 条例第 104 条の規則で定める規模は、常時使用する従業員の数が 100 人を超える規模とする。

（環境管理統括者の設置）

第 98 条 条例第 105 条第 1 項に規定する環境管理統括者は、大規模工場等の事業所ごとに、役員等で環境の保全等に関する方針及び目標の策定及び変更に関し権限を有する者のうちから選任しなければならない。

2 大規模工場等の設置者は、条例第 105 条第 2 項の規定による届出をするときは、環境管理統括者選任（変更）届出書（様式第 47 号）を提出しなければならない。